



銀行口座開設・商標登録・就業規則

■ 銀行口座開設

タイ国の銀行で口座を開設するために銀行から求められる書類は一般的に以下の通りです。

但し、銀行あるいは各支店によって異なる場合もありますので銀行に直接確認されることをお勧めします。

1. 会社営業許可証 (バイ サムカン サデン ガン ジョット タビヤーン)
2. 会社登記証明書 (ナンスー ラブロン)
3. 基本定款 (ポリコン ソンティ)
4. 会社定款 (コーバン カップ)
5. 株主名簿 (バンチー ライ チュー プー トウ フン)
6. VAT 登録書 (ポーポー01)
7. 会社印証明 (ラブロン ドウアン トラー ポリサット) もし有れば
8. 代表者のパスポート・ワークパーミット、代表者がタイ国籍の場合はIDカード、住所登録書 (タビアンバーン)
9. 役員会議事録 (銀行口座開設決定)
10. 銀行所定の申請書

■ 商標登録 (トレードマーク)

タイ国での商標登録は商務省知的財産局に出願します。その場合の必要書類は以下の通りです。

1. 会社の登記証明書、営業目的 (ナンスー ラブロン・ワトゥパソン)
2. 代表者のパスポート 又は ID カード
3. 商標デザイン見本 13 枚
4. 商標を用いる商品・サービス項目及びその区分
5. 役所所定の申請用紙は弊社で準備

\* 登録までの所要期間は6ヶ月以上を要します。

\* この登録をすれば、同一の区分での他社の商標の不正使用を防ぐことができます。

■ 就業規則

タイ国では労働者保護法により10名以上を雇用する企業は、タイ語の就業規則を作成しなければなりません。就業規則は10名以上の雇用になった日から15日以内に提示され、提示日から7日以内に労働省へその写しを提出することとなっています。ここで法に反する就業規則の事項があれば修正の指導を受け改定します。就業規則の「ヒナ型」(英語・タイ語)は労働省のウェブサイトに掲載されています。